

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川町南部土地改良区が土地改良事業（団体営ため池等整備事業（小規模・一般型）牢ヶ谷池地区）を行うことについて平成22年3月9日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成22年3月19日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成22年3月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀